

平成31年度山形県エネルギー地産地消モデル推進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、本県における再生可能エネルギー電力の地産地消を推進し、山形県エネルギー政策推進プログラムの政策展開の1つの視点として掲げる「エリア供給システムの構築」を図るため、別に定める山形県エネルギー地産地消モデル推進事業費補助金公募要領(以下「公募要領」という。)に基づき、県が認定した第3条に掲げる事業を実施する事業者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) HEMS (Home Energy Management Systemの略)
設備機器の自動制御等により最適な電力使用を一元的に管理する住宅用エネルギーマネジメントシステムのこと
- (2) BEMS (Building Energy Management Systemの略)
設備機器の自動制御等により最適な電力使用を一元的に管理する業務ビル用エネルギーマネジメントシステムのこと
- (3) スマート家電
温度や湿度等を感知するセンサーに加え、インターネットとの接続機能を併せ持つ家電製品のこと

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表1に掲げる事業であり、かつ公募要領に基づき県により認定された事業計画(以下「認定事業計画」という)に即して行う事業とする。

2 補助事業の実施期間については次のとおりとする。

- (1) 補助事業の開始日は、交付の決定を受けた日から平成32年3月31日までとする。
- (2) 補助事業の実施期間は、複数年度とし、最長3か年度とする。

3 平成31年度の電力供給モデル地区については、平成30年度の電力供給モデル地区を含む市町村以外で設定することとする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を行う次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 山形県内に本社を有すること。
- (2) 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に必要な経費のうち、別表2に定める経費の合計額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助事業者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は別表3のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書)

第7条 補助事業者は、認定事業計画の範囲内で、当該年度における補助金の交付申請をすることができる。

2 補助金交付申請書(規則様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、第1号から第6号の書類については、公募要領に基づき提出した事業計画書の内容と変更がない場合には、添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 事業計画の詳細を説明するための必要な資料(電力供給モデル地区の位置図、工程表等)
 - (3) 収支予算書(様式第2号)
 - (4) 定款(写し)
 - (5) 商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本(発行日から3か月以内のもの)
 - (6) 誓約書(様式第3号)
 - (7) 県税の納税証明書(発行日から3か月以内のもので、全ての県税に滞納がないことを証明するもの)
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、前項の申請において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 補助事業者は、認定事業計画の事業期間において、毎年度、当該年度の補助金の交付の申請を行うものとし、その手続きは、第1項の規定を準用する。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の3割を超える増減
 - (2) 補助金の増額を伴う変更
- 2 補助事業者は、規則第7条第1項第1号イ又はロの規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、事業計画変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第1項第1号ハの規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を平成32年度から5年間保管しなければならない。

(状況報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行に関し、知事が報告を求めたときは、速やかに補助事業状況報告書(様式第6号)に事業実施状況調書(様式第7号)を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業実績報告書(規則様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、認定事業計画の当該年度の補助事業が完了した日から30日を経過する日又は平成32年4月6日のいずれか早い日まで報告するものとする。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
 - (2) 収支精算書(様式第2号)
 - (3) 事業実施に係る位置図(電力供給モデル地区の概要が確認できるもの)
 - (4) 補助事業の実施状況を示す写真(設備機器の導入状況が確認できるもの)
 - (5) 支出に係る見積書、契約書、請求書、領収書その他の証拠書類の写し
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項に規定する実績報告は、やむをえない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ

め知事の承認を受けなければならない。

(現地調査)

第12条 知事は前条の報告内容の審査に際し必要と認められる場合は、現地調査を実施するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

第15条 規則第22条のただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表4のとおりとする。

2 処分制限期間内において、補助事業により設置した補助事業の実施に要する設備一式を処分しようとするときは、あらかじめ書面により財産処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けた時は、これを県に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

補助事業

<p>県内の電力小売事業者が県内に電力供給モデル地区を設定し、その地区内においてスマート家電及びHEMS等(以下「スマート家電等」という。)のICT機器等を活用した当該地区内の需要家に対する再生可能エネルギー電力の発電、消費、蓄電の最適化サービス(省エネルギーサービス)の提供及び節電誘導の効果検証を行う事業</p>
--

別表 2

補助対象経費

区分		内容
設 備 費	HEMS BEMS (取付費用含む)	次に掲げる全ての要件に該当するもの。 (1) 電力使用量の「見える化」 需要家が使用する空調・照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 (2) データの蓄積 電力使用量データを直近12ヶ月分以上保存できること。 (3) 省エネルギー情報の提供 設置した需要家に対し省エネルギーに資する情報提供機能を有すること。 (4) 家電とのネットワーク化 スマート家電等の電気設備機器との連携に対応し、省エネルギーに関する遠隔制御又は自動制御機能を有すること。
	スマート家電 (一般家電との差額分) ※上限5万円/台	HEMS又はBEMSとの連携に対応し、使用電力量の制御が可能なもの。
人 件 費		補助事業に従事する者の作業時間に対する給料その他手当。
事 務 費		補助事業の実施のために直接必要な物品の購入等に係る需用費、補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等。

別表 3

補助金の額等

補 助 率	1/2(市町村連携：3/4)	市町村連携： 電力供給モデル地区内における市町村有施設が電力の供給先としてモデル事業に参画する場合や、補助事業者が設置する協議会等の構成員として市町村が参画する場合などをいう。
補助限度額	【平成30年度認定補助事業】 6,900千円/件	(内訳)設備費： 4,700千円 人件費： 2,000千円 事務費： 200千円 ※ スマート家電等を導入する需要家の目標数を達成するうえで、必要な場合に限り、人件費、事務費から設備費への流用を認める。
	【平成31年度認定補助事業】 15,000千円/件	(内訳)設備費： 13,800千円 人件費： 1,000千円 事務費： 200千円 ※ スマート家電等を導入する需要家の目標数を達成するうえで、必要な場合に限り、人件費、事務費から設備費への流用を認める。

別表 4

知事が定める処分制限期間並びに財産の種類

区分	処分制限期間	内容
HEMS	5年	設備機器の自動制御等により最適な電力使用を一元的に管理する住宅用エネルギーマネジメントシステムのこと
BEMS	5年	設備機器の自動制御等により最適な電力使用を一元的に管理する業務ビル用エネルギーマネジメントシステムのこと
スマート家電	6年 [※] (エアコンの場合)	温度や湿度等を感じ取るセンサーに加え、インターネットとの接続機能を併せ持つ家電製品

※ エアコン以外のスマート家電の処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を参照のこと。

事業計画書

1 事業者の概要

名 称		
所 在 地		
代表者氏名	(ふりがな)	
補助事業に関する 連絡先	所属部署	
	担当者氏名	(ふりがな)
	E-mail	
	TEL/FAX	TEL : /FAX :

2 補助事業の概要

電力供給モデル地区の選定理由及び概要 ※位置図を添付すること	
市町村連携の有無	有 ・ 無
事業の実施方法等 ※事業実施期間(上限3か年間)における工程表を添付すること (年度区分を明記)	【需要家情報、スマート家電等の導入支援方法】 ※ 需要家の選定方法やスマート家電等の導入に対する助成方法等について記入してください(市町村連携の場合は、連携内容も記入してください)。
	【節電誘導、需給調整の効果検証方法】 ※ 想定される需要家の消費電力のモニタリング方法、節電誘導の効果検証並びに実証方法について記入してください。

(注) 事業計画変更承認申請書に添付する場合にあっては、変更前及び変更後がわかるよう記載すること。

収支予算（精算）書

1 収入の部

区分	内容	予算額 (精算額)	(予算額)	(差引増△減額)
山形県補助金	山形県補助金	円	円	円
〇〇〇〇〇〇				
自己負担金				
合計				

2 支出の部

区分	内容	予算額 (精算額)	(予算額)	(差引増△減額)
設備費		円	円	円
人件費				
事務費				
補助対象経費計				
〇〇〇〇〇〇				
補助対象外経費計				
合計				

(注) 1 事業計画変更承認申請書に添付する場合にあっては、変更前及び変更後の金額を比較対照できるように両者を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。

2 経費の根拠資料(予算書では見積書等、精算書では請求書及び領収書等)を添付すること。

3 補助金額

(1) 補助対象実支出額	(2) 寄付金 その他の収入額	(3) 補助基本額 $\{(1)-(2)\} \times 1/2$ 又は $3/4$	(4) 交付申請額 (3)又は1,500万円の いずれか低い額
円	円	円	円

誓約書

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 所在地
名称
代表者 氏 名 印
電話番号

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (3) 法人でその役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの

様式第4号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者 氏 名 印
電話番号

平成31年度山形県エネルギー地産地消モデル推進事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付けエネ第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したい(下記のとおり計画を変更し、補助金 円の変更交付を受けたい)ので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第5号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者 氏 名 印
電話番号

平成31年度山形県エネルギー地産地消モデル推進事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付けエネ第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

様式第6号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者	所在地		
	名称		
	代表者	氏	名
	電話番号		印

平成31年度山形県エネルギー地産地消モデル推進事業費補助金事業遂行状況報告書

山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況を報告します。

記

- 1 予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況(計画に対する進捗率(出来高)、支出状況、完了予定年月日等)

事業実施状況調書

1 事業名

2 事業の経過

3 事業完了までの課題

4 計画に対する進捗率(出来高) %

5 補助対象経費の支出状況

区分	内容	支出済額(円)	支払年月日
合計			

事業実績書

事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業実施の成果	
課題と今後の対応	

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者 氏 名 印
電話番号

平成31年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けエネ第 号で補助金の交付決定の通知のあった平成31年度山形県エネルギー地産地消モデル推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額(山形県補助金等に適正化に関する規則第15条の規定による額の確定の通知を受けた額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。